

## 令和3年度 第1回 瀬戸市子ども・子育て会議 議事録

日時：令和3年10月27日（水）

午前10時00分から

午前11時50分まで

場所：瀬戸市役所北庁舎

5階全員協議会室

委員の参加者：11名 欠席：1名

### **委員半数以上出席で会議成立**

#### **【1 市長あいさつ】**

子ども総合計画を策定し、4つの重点事業を本格的にスタートした。

まずは、子ども・若者センターの設置。4月のオープン以来、相談件数が倍増している。地域・企業の協力を得ながら対応していきたい。

その地域や企業への協力のお願いの形として、「子どもの今・未来応援基金」を設立した。企業を中心にお願ひした結果、500万を超える寄附が集まっている。議題の1番目としては、この基金を子ども達のためにどうやって使っていくのがいいのかをご議論いただきたい。

最後になるが、「子どもの権利条例」を制定することを考えている。大人の問題になるが、子どもの権利を正確に認識する必要がある。条例の中身に魂を入れるのが「子ども・若者会議」だと考えている。この会議でどのような形で事業化していくかなど、積極的なご意見を賜りたい。

#### **【2 会長・副会長選出】**

野尻委員を会長、前田委員を副会長に選出された。

#### **【議題1 瀬戸市子どもの今・未来応援基金について】**

事務局から資料に基づき、瀬戸市子どもの今・未来応援基金の概要と状況について説明

#### **【質疑応答】**

##### **（委員質問①）**

あえて瀬戸市の本会計の中で基金を作らないといけない理由は何か。

##### **（市回答①）**

基金への支援をお願いする際に、少しでも多くの方々に子ども・若者の現状を知っていただくことが目的の1つ。そして、企業・団体や市民の方々からの温かいご寄附を単に市の予算として支出するだけではなく、基金を通じて、企業・団体や市民の方々が直接、子ども・若者やその協力団体を支援できるような大きなフレームワークに繋げていけたら、と考えている。

##### **（委員質問②）**

基金の用途の基準はあるか。

##### **（市回答②）**

予算執行する基準や使用方法については検討中である。本日委員の皆さまからいただくご意見を踏まえ、検討を深めていきたい。

**(委員質問③)**

500万円という寄附額は非常に貴重であることは間違いない。しかし、これで大きなことをやるには難しい。今年度中に使わないといけないなどの制約があるか。また、企業などは初年度は大きな額を寄附してくれたとしても、次年度以降目減りしていくのではないかということも考えられる。寄附を維持していく中期的な考えはあるか。残った予算の繰り越しが可能か。

**(市回答③)**

その都度、必要な支援に使っていきたい。繰り越しは可能。また、期限付きではなく、絶えず使っていくイメージ。寄附者には継続サポーターという提案もしており、金額は固定ではないが、情報共有をしながら運営していきたい。

**(委員質問④)**

基金の使途はどのように決まっていくのか。公平性の担保や寄附者の想いととの整合性をどのように考えるか。

**(市回答④)**

いただいた寄附金は、一旦、市の会計に入り予算事業としていく。従って、市議会の議決を経て執行になる。委員の皆さまのご意見を伺った後に、要綱を作成し、基金をどのように執行するかを要綱に基づき執行する。

**(委員質問⑤)**

議会を通して執行していくというのは行政的である。その手続きでは時間が足りないのではないか。この基金は当初予算にないような事でもタイムリーに使えるような形にするべきではないか。

**(市回答⑤)**

緊急の対応が必要なものについては、補正予算という方法もあるので、タイムリーに対応していきたい。

**【委員からの意見】**

**(委員意見①)**

対象になる家庭へのアウトリーチについて紹介する。

陶生病院内では虐待予防連絡委員会がある。子ども虐待・高齢者虐待・障害者虐待等など虐待は広い意味で使われている。当院は対象を広く活動している。委員会の下部組織「ファミリーサポートチーム」があり、妊産婦のメンタルヘルスケアから含めて、周産期からはじまるケア、サポートをしている。

病院では経済的困窮、シングルファミリー、ステップファミリーなど非常に家庭基盤が弱い方が多く出産をしており、困窮家庭が集まっている場でもある。そこから虐待予防の支援が始まっている。ファミリーサポートチームでサポートしながら、瀬戸市の子ども・若者センター、健康課との連携会議を持つことで、情報をシェアさせてもらっている。その中で、子どもたちの育ちに心配な点がないか、支援制度に自ら繋がるのが難しいご家庭に対して、最初から地域で連携してネットワークを作り支えていこうという体制になっている。

**(会長コメント)**

非常に進んだ取り組み。これらが繋がっていくための仕組みづくりにも基金が使われるといい。

**(委員意見②)**

保健所ではひきこもりの支援を行っている。子どものひきこもりは、様々な問題と絡んでいる。そこにも基金を活用してもらえると良い。

**(委員意見③)**

コロナ禍で学校現場でも不登校の様態が変わってきている。少し外に出ていた子ども達が、逆にひきこもり傾向にある市が多く、学校現場でも困っている状況が続いている。調べると家庭の状況が困難であるという事が多い。できる限り早くアウトリーチをしながら支援していくというテーマがここで見えてきた。小さい時からの子育て等にも役立つようにしていただきたい。

**(委員意見④)**

基金が有効に使える基準を作っていただきたい。生理の貧困がある。学校や公共施設に生理用品を置くことも大切。何を置くのか（小さい子には紙おむつなど）、どこに置くのか、基金でやるのか通常の経費でやるのかなどを含めて、検討していただきたい。

**(委員意見⑤)**

足りない取組を補うだけでなく、様々な方からいただいた寄附を使って支援を受けることが、子ども・若者にとってパワーが上がる状況ではないか。「基金だから使う」という積極的な使い方もあるのではないか。

**(委員意見⑥)**

父子家庭が必ずしもゆとりがあるわけではない。母子家庭は支援され父子家庭が支援されないことも多い。ひとり親の支援などに基金を使えるといい。

しかし、使い道が広くなればなるほど薄くなってしまいう懸念も感じる。

また、虐待などの背景により非行に走る若者が多く、使途の案の中に「困難に陥ることを防ぐ」とあるが、「困難に陥ってしまった子」へ何らかの支援や施策などがあってもいい。

**(委員意見⑦)**

瀬戸市は、おせっかいおばさんなど、近所の繋がりが強かった地域だが、近年どこの地域でも繋がりが薄くなってきている。市全体がおせっかいおばさんのように、基金で補っていく必要がある。

**(委員意見⑧)**

学校現場で生活困窮の子育て世帯にW i - F i の支援などを行っている。生活困窮か否かの狭間の世帯からも支援の声が上がっている。その線引きをどこにするのが大切。

部活動が今後、民間委託などの流れに変わっていくかもしれない。子どもたちには、感性豊かに育って欲しいので、スポーツ・文化の面でも基金を使っていけると、赤ちゃんから思春期など段階的に育っていく過程で、大きく変化があるかもしれない。

**(委員意見⑨)**

基金の情報を知らない方が多いのが現実。基金の在り方をどうするかという議論とともに、

広く情報を発信していくことが必要。

**(委員意見⑩)**

結果的に短期の事業になったとしても、啓発することに意味がないとは思わない。地味でも良いので少しでも長く継続して欲しい。

**(委員意見⑪)**

企業にとってもプラスの取り組み。顔の見える関係を築くことが大切。例えば、冊子を作って「こんな人たちが子どもたちを応援しているんだよ。」などの一覧などが示せると良い。

子どもたちが職場体験に行く際の人気スポットになると循環が生まれる。面白い取り組みをすれば活性化する。寄附文化はなかなか日本で根付かない。この基金がけん引していけたら良い。

**【議題2 子ども・若者会議について】**

事務局から子ども・若者会議の状況と今後の計画の説明

**【質疑応答】**

**(委員質問①)**

子どもの権利条例について、子ども達から意見を聞くということは大変意義がある。子ども・若者会議は参加者である子どもが主体かとは思いますが、議論するためにはファシリテーターが必要。また、会議の場所はアクセスが重要であり、それが障害で参加しづらい子ども出てくる。アクセスのサポートが必要である。

**(市回答①)**

第1回の会議では野尻先生にファシリテーターお願いし、上手く運営をしていただいた。また、参加者に「子どもの権利」についてきちんと認識してもらうために、次回の会議で再度、お力添えをいただく予定である。今回は、瀬戸旭看護専門学校の体育館を予定している。ここは、駅も近く、子ども行きやすい。公共交通機関の利用や保護者の送迎が難しい子ども・若者には対応を考えている。

**【委員からの意見】**

**(委員意見①)**

瀬戸の子ども達は素晴らしく、ついてきた先生がびっくりするほど生き生きと意見をしていた。小学生では「是非出たい」と個人で参加してきた子もいた。円卓会議で自由にのびやかに会議を行った。小さなグループに分かれて、市長や教育長もグループに入っていたが、直接市長に「こうして欲しい。」と意見を言っている子もいた。皆さんが考えていることを引き出せば光る物が出てくると思う。前回は1回目だったので、瀬戸をどう思うかや、自分の未来を語ってもらうなどをしてきたが、次回以降は「権利条例」を作っていく枠組みになるので、グループワークの形で行っていかうと考えている。ファシリテートも子ども達で十分できそうだったので、ファシリテートのやり方を子ども達に伝えていけばいいと思っている。

### 【議題3 子どもの権利条例（案）について】

事務局から資料に基づき説明

#### 【質疑応答】

##### （委員質問①）

ユニセフの権利条約と近い形で「子どもの権利条例」を書かれていると思うが、瀬戸市だけで条例を制定しないといけない理由はあるか。

##### （市回答①）

平成31年度での調査では、残念ながら子どもの権利について「内容を知っている 8.9%」と認知度が非常に少なかった。日々対応している虐待案件では、DVに対して自分が悪いと思ひ込み、自分の権利を侵害されていることに気づいていないという方が多く、自尊心が傷ついた状況で成長している。瀬戸の街においても、お子様自身に大切な権利の認識を持ってもらう、子ども達を取り巻く大人にも認識を持ってもらうようにと考えると、瀬戸市独自の条例制定をすることとした。

##### （委員質問②）

条例制定のための子ども・若者会議であるなら、子どもたち自身に周知するにはスケジュールが厳しい。果たして、意見が集められるのか。

##### （市回答②）

スケジュールが厳しいということだが、瀬戸市では既に市民の皆さまが先進的な活動をしており、その中から学ばせていただいている。決して、0から考えてスタートしたわけではなく、そもそも瀬戸市の中に根付いているものを、公的な形に落とし込んでいる。また、時間を取りすぎても意見の集約が難しくなる。一定の期間でやっていく必要があると考えている。

##### （委員質問③）

権利擁護委員の記載があるが、こども未来課が所管するのか。

##### （市回答③）

外部の有識者を招いて設置することを考えている。

#### 【委員からの意見】

##### （委員意見①）

子ども会議の委員に限らず、委員の周りの人の意見を拾ってくることも必要。また、学校で「子どもの権利条約とはどういったものか」、「今、瀬戸市では子どもの権利条例というものが作られているところだよ」といったことを周知し学ぶ機会を作り、条例が作られているという雰囲気を作ることが大切。教育委員会や子ども関係の各種団体と協力して実施して欲しい。

##### （委員意見②）

市全体で条例を作ろうとしていることを周知し、雰囲気を作り、保護者が知る機会を作ることも大切。市の広報にも会議の委員の募集記事が掲載されていたが、それ以外に権利条例についての記載を見たことがない。保護者や地域住民にも知ってもらい、市全体で子どもを守る条例にする必要がある。

### (委員意見③)

権利擁護委員の設置は大変。名古屋市でも権利擁護委員になった経験があるが、かなり研修を行っていた。設置するのであれば、今から準備をする必要がある。

### (委員意見④)

子どもの意見を拾うのであれば、学校などを通じてもっと広く周知をしないといけない。学校に行けない子、フリースクールに通っている子、引きこもっている子たちの声も拾っていかないといけない。違うアクセスをしないと子ども達と繋がれない。

このような会議に参加する子ども達は、リーダーシップのある子、将来に夢がある子が集まっている。そんな中での会議では、綺麗な言葉が並び、ユニセフが作ったものに近いレベルのものが出来上がるかもしれない。但し、全ての子どもを取りこぼしもないように意見を拾う必要がある。先々の事を考えてアバターを使った会議をする、自宅からもスマホでアクセスができるような会議をする、といった顔を出さなくても会議に参加できるような工夫が必要。

### (委員意見⑤)

前回の会議には、不登校だった子が来て、その子の話にみんなが引き付けられた。現実の場でも、ネットの中でもできる場を作るべき。

### (委員意見⑥)

子ども達の意見を広く拾い、地域の中でもこうした議論をしたうえで進めて欲しい。

今の子ども達の課題に対しては今の事業で対応していかなくてはならないが、必ずしも条例と結び付けて早く作らなくてはならないものではない。

この子どもの権利条例は非常に重要。すべての子どもたちの意見を拾うためには、時間をかけて作成する必要があると思うが、スケジュールの見直しを検討できないか。

### (委員意見⑦)

昔は健康的な生活を維持するために、栄養・運動・休養と言われていた。第7条に「食」に関することが欠落していないか。

また、コロナを理由に会議を人数制限をすることは言い訳ではないか。瀬戸市は全ての小中学生にタブレットが配布されており、インフラは整備されているので、ソフトをどうするかという問題である。リアルでの会議と、オンラインでの会議で、もちろん雰囲気の違いはあるが、年度末に向けてコロナが流行するとしても会議ができる体制ではないか。

アバターあるいは匿名での参加というのも同感ではあるが、時々意図的に場を荒らすものが混ざってくるというリスクはある。それをどうやって選別するかも課題。

一方、タブレットで自由に市に意見を書けるような仕組みがあれば、形としては全部の声を拾うための基礎はできる。上がってきたものを全て読むのは難しいが、選ばれた委員に読んでもらうか、集約して示すやり方も考えていくべきではないか。

### (委員意見⑧)

子どもの権利を誰目線で書くのか。子どもを主語にする部分と、大人を主語にする部分が入り混じっている。大人を主語としている部分が多く、大人のための条例のようにも見える。

遊びが漢字の「遊び」だけでいいのか、ひらがなの「あそび」が基盤にあって、そこからスタートだという研究もある。2019年の国連の勧告の中で、日本の子どもたちは自由なあそび、探索できるようなあそびが欠けており、豊かな子ども期を奪われているという勧告がある。そういう部分が生かされているといいと感じた。

#### (委員意見⑨)

大人の責務が努力義務規定になっている。努力義務だと履行されないことが多い。書き方として「努める」の方が適切。例えば11条で「支援するよう努めなければなりません。」などは、「支援をしなくてはならない。」などのように断じた方が良い。

#### (委員意見⑩)

子どもが参画するというのは、これまでの子ども権利とは違い重視されているところ。子ども・若者会議を設置して、子どもの意見表明の権利は記載があり、子どもの意見を広く聞き尊重するとは書かれているが、会議以外にも子どもの声を聞いて欲しい。

子ども会・児童館など、子どもが活躍している場所が沢山ある。子どもが計画段階から参加できるというように定めるべきではないか。その経験こそが、これから大人になっていく子どもたちにとって重要。この経験がこの市で活躍したいという体験に繋がることがある。子どもの参画をあらゆる場で保証するなどの文言を入れて欲しい。

#### (委員意見⑪)

どこの市町村でも権利擁護委員を置いたり、権利条例を作るのはいいが、学校とのつながりが非常に難しい。学校に理解をいただいて進めていかないと、学校の中だけが治外法権のようになってしまうこともある。参加者を募るに当たっても、丁寧にやらないと決裂してしまうこともある。学校に意見もらいながら、どこで手を結んでいくかも必要。

### 【議題4 子ども総合計画進行状況について】

事務局から資料に基づき説明

#### (委員質問①)

子ども・若者センターできて良かったが、どのような職員体制で行っているか。

#### (市回答①)

昨年度3名に対し、今年度7名の正規職員を配置している。

内訳としては、保健師2名、保育士1名、社会福祉士2名、心理士1名、福祉職が1名の正規職員と4名の会計年度任用職員を配置している。(元教員、元保育士のOB、OG)

相談内容が多岐にわたり、虐待などについては要対協に諮って対応を検討・対応し、PDCAサイクルを回している。

若者支援は、子ども若者支援地域協議会の委員と相談して対応を行っている。関係機関との連携は定期的な会合によって行っており、対応は臨機応変に行っている。

#### (委員意見⑫)

男性の育児休暇の取得率は高いが育児参加率が低く、結果的に母の負担が増しているという記事もあった。父親の意識改革、男性の育児参加がキーワードというのがよくわかる。

#### 【4 その他報告事項】

陶生病院でのファミリーサポートチームについて報告